

二本松市指定地域密着型サービス事業所等の区域外指定及び利用に係る取扱い方針

1. 市外の地域密着型サービス事業者等の指定要件

(二本松市の被保険者が他市町村の地域密着型サービス等を利用したい場合)

- (1) 指定を受けようとする事業所に空きがあり、受け入れ可能であること。
- (2) 指定を受けようとする事業所の所在市町村の同意があること。
- (3) 以下のいずれかの理由等により当該事業所を利用するのにやむを得ない状況であること。
 - ①市内に同種サービスが存在しない場合。
 - ②市内の同種サービスにおいて定員等の空きがない場合。
 - ③虐待からの避難
 - ④利用希望者の身元引受人となりうる親族（3親等以内の親族に限る。）が居住する市町村に存する事業所である等、当該事業所を利用する十分に合理的な理由がある場合。
 - ⑤その他、市内の地域密着型サービス等の利用について①から④と同程度の困難性又は特別性が認められる場合。

2. 他市町村が市内の地域密着型サービス事業者等を指定する場合の同意要件

(他市町村の被保険者が二本松市の地域密着型サービス等を利用したい場合)

- (1) 同意を行おうとする事業所に空きがあり、受け入れ可能であること。
- (2) 以下のいずれかの理由等により当該事業所を利用するのにやむを得ない状況であること。
 - ①利用希望者の住所地に同種サービスが存在しない場合
 - ②利用希望者の住所地の同種サービスにおいて定員等の空きがない場合
 - ③虐待からの避難
 - ④利用希望者の身元引受人となりうる親族（3親等以内の親族に限る。）が二本松市に居住する等、当該事業所を利用する十分に合理的な理由がある場合
 - ⑤その他、利用希望者の住所地の地域密着型サービス等の利用について①から④と同程度の困難性又は特別性が認められる場合
- (3) 利用希望者を含め、他市町村の利用者の数は、事業所の定員等の概ね2割程度を上限とする。

3. 他市町村から転入した者が二本松市内の地域密着型サービス事業所を利用する際の要件

市内の地域密着型サービス等のうち認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）を利用出来る者は、二本松市に継続して3月以上住所を有している者とする。